議案第１２号資料

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

１．事業の目的と編成の趣旨

国民健康保険制度は、被用者保険の適用者以外の人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としているが、制度の性格上、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えている。

これらの課題に対応するため、平成30年度から都道府県も保険者として財政運営の責任主体となることにより、市町村国民健康保険財政の安定を図ることとされた。

この制度改正により、市町村国民健康保険特別会計の主要な科目の歳入歳出見込額については、都道府県が推計することとなったため、その通知額に基づき本町の国民健康保険特別会計予算を編成する。

（予算編成の基本部分）

兵庫県が県全体の保険給付費を推計し、県特別会計において公費や拠出金等の歳入歳出計算を行った上で、不足する額を国民健康保険事業費納付金として、各市町に対して納付を求めることとなっており、各市町においては、県から示された納付金を基に、国保の運営や保健事業費など町独自の事業等により必要となる歳出や、市町特別会計で収入となる交付金等の歳入を加減算した上で、不足となる額を国保税として賦課徴収する。

また、各市町の保険給付費の財源については、財政の責任主体である県が確保することになるため、市町特別会計においては、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除き、全て県から交付される。

被保険者数は、令和３年度の当初予算では一般被保険者を4,050人（令和２年度当初4,130人）と見込んでいる。

２．予算総額　20億7,900万円（対前年 △1,000万円減、△0.5％減）

３．歳入に関すること

⑴　基金繰入金

基金繰入金については、将来的に国保財政の安定的な運営を見据え、基金保有額(残高)等を勘案しつつ国保税の負担軽減等を含め1,302万4千円（税軽減分1,000万円、予備費分等302万4千円）を計上する。

⑵　国保税

財政運営の責任主体は兵庫県となったが、国保税の賦課徴収については従来どおり町が行う。

県から示された国民健康保険事業納付金の額に基づき算出した、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分をそれぞれ計上する。

令和３年度においては、対前年 169 万 4 千円増の 3 億 5,206 万 2 千円を計上する。基金繰入後の一般被保険者１人当たり国保税は、10 万 9,510 円（前年度当初 10 万 4,803 円）で対前年度比 4.5％増を見込んでいる。

⑶　県支出金（保険給付費等交付金　普通交付金、特別交付金）

県から示された保険給付費等交付金の普通交付金及び特別交付金の額を計上する。

普通交付金については、歳出の保険給付費のうち任意給付にかかるものを除いた額を計上する。

特別交付金については、保険者による医療費適正化、収納率向上など国保事業や保健事業など施策の推進に必要な取組に対して交付される保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金分、特定健康診査等負担金分があり、それぞれ県から示された額を計上する。

⑷　一般会計繰入金

一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金、福祉医療波及分繰入金などの増により対前年 430 万 7 千円増（3.1％増）の 1 億 4,369 万 9 千円を計上する。

４．歳出に関すること

⑴　保険給付費

保険給付費は、任意給付である結核医療付加金等を除き、県通知額に基づき計上する。

保険給付費の推計については、県全体での令和２年度実績（３月から５月診療を除く。）に過去２か年平均伸び率を乗算して被保険者一人当たり医療費を推計し算出された額に保険給付率を乗じ、公費算定額を減じることにより推計されている。

なお、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の受療行動の変化が、令和３年度も続くと想定し、その上で医療の高度化等による医療費の伸びを考慮した数値とされている。

また、令和２年度に整備した傷病手当金については、令和３年度においても新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、被保険者の生活を支えるため迅速かつ適切な給付を行うこととする。

保険給付費については、任意給付である結核医療付加金等以外の全額が県から普通交付金として交付される。

⑵　国民健康保険事業費納付金

国保税を主たる財源として県へ納付するもの。県が算定し町に示された額に基づき、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分にそれぞれ区分し計上する。

なお、令和３年度より納付金の算定における統一(医療費水準を反映しない

等）を行った算定となっているが、各市町の医療費適正化及び収納率向上を促進することを目的とした、県２号繰入金によるインセンティブ制度が講じられている。

⑶　保健事業費

保健事業については「香美町国民健康保険特定健康診査等実施計画」や「データヘルス計画」を策定し、これらに基づき実施している。

特定健康診査受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、保健事業を推進するための費用を計上する。

なお、保健事業の取組や成果により、特別交付金（保険者努力支援分、特定健康診査等負担金）が県から交付される。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

１．佐津診療施設勘定

⑴　事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、佐津診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和３年度は前年度と同様に週３日(月・火・水(午前))の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

⑵　予算総額　4,140 万円（対前年 84 万円増、2.1％増）

⑶　歳入に関すること

・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年 16 万 2 千円増の 2,114 万 9 千円を計上する。
・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費補助について前年度と同額の 441 万 4 千円を計上する。
・一般会計からの繰り入れにより交付税分 700 万円、単年度の赤字解消分 781 万 5 千円、公債費（過疎債）分 1 千円を計上する。

⑷　歳出に関すること

・前年度と同様に週３日(月・火・水(午前))の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成とする。
・医療スタッフは、医師１、看護師２、事務員２としている。
・高圧受電設備が経年劣化により主要部品の交換及び修繕が必要となったため、修繕工事を実施する。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

２．兎塚・川会診療施設勘定

⑴　事業の目的と編成の趣旨

　地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚診療所及び川会診療所の運営にかかる経費を計上する。

　令和３年度は、前年度と同様に週４日（兎塚２日、川会２日）の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

⑵　予算総額　3,410 万円（対前年 △20 万円減、△0.6％減）

⑶　歳入に関すること

- 診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△12 万円減の 1,274 万 3 千円を計上する。
- 事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、対前年と同額の 305 万 6 千円を計上する。
- 一般会計からの繰入れにより交付税分 1,400 万円、単年度の赤字解消分 355 万 1 千円、公債費（過疎債）分 28 万円を計上する。

⑷　歳出に関すること

- 前年度と同様に週４日（兎塚２日、川会２日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
- 医療スタッフは、医師１、看護師２、事務員１としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

３．小代診療施設勘定

⑴　事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、小代診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和３年度は、前年度と同様に週５日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は一般会計からの繰入金を計上した予算編成としている。

⑵　予算総額 1 億 5,687 万円（対前年 △1,173 万 6 千円減、△7.0％減）

⑶　歳入に関すること

・診療収入は、被保険者の減少による報酬の減収を見込み、対前年△878 万 7 千円減の 1 億 1,637 万 3 千円を計上する。
・事業勘定繰入金は、へき地診療所運営費について、前年と同額の 1,448 万 9 千円を計上する。
・一般会計からの繰り入れについて、交付税分 700 万円、単年度の赤字解消分 1,528 万 9 千円、公債費分 120 万 5 千円を計上する。

⑷　歳出に関すること

・前年度と同様に週５日の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成としている。
・医療スタッフは、医師１、看護師２、事務員２としている。

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

４．兎塚・川会歯科診療施設勘定

⑴　事業の目的と編成の趣旨

地域住民が安心して医療を受けられる環境を整備し、へき地医療の確保を図るため、兎塚歯科診療所及び川会歯科診療所の運営にかかる経費を計上する。

令和３年度は、前年度と同様に兎塚歯科が週３日、川会歯科が週２日の計週５日の診療体制とし、必要な施設管理費、医業費等を計上しているが、診療収入等の歳入見込で不足が生じるため、不足分は財政調整基金からの繰入金を計上した予算編成としている。

⑵　予算総額 8,059 万 7 千円（対前年 △380 万 3 千円減、△4.5％減）

⑶　歳入に関すること

・診療収入は、前年度の実績見込を基に積算し、対前年△265 万 7 千円減の 7,327 万 6 千円を計上する。
・財政調整基金繰入金は、歳入不足分として 408 万 2 千円を計上する。

⑷　歳出に関すること

・前年度と同様に週５日（兎塚３日、川会２日）の診療体制とし、必要経費を見込んだ予算編成とする。
・医療スタッフは、歯科医師１、事務員１、歯科衛生士４、歯科技工士１、歯科助手２の経費を計上する。
・兎塚歯科診療所のエアコンが老朽化しているため取替修繕を実施する。
・体外式自動除細動器（ＡＥＤ）の耐用年数が経過しているため更新する。

議案第１３号資料

後期高齢者医療保険事業特別会計

１．事業の目的と編成の趣旨

若い世代が高齢者を支え、高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る。

保険料率は令和２年度に改定（２年ごと）されているため、令和３年度は同一となっており、保険料負担金、保険基盤安定負担金を後期高齢者医療広域連合に納付する予算編成としている。

２．予算総額　3 億 3,579 万 2 千円（対前年 807 万 3 千円増、2.5％増）

３．制度改正に関すること

⑴　保険料率は、２年ごとに改定されることとなっており、令和２・３年度は、所得割率 10.49％（0.32％増)、均等割額 5 万 1,371 円（2,516 円増)、賦課限度額は 64 万円（２万円増）となっている。

※（　）内は、平成 30 年度・令和元年度との比較

⑵　令和３年度から低所得者への被保険者に対する均等割額軽減特例措置 7.75 割軽減が７割軽減に見直しとなる。

４．歳入に関すること

⑴　後期高齢者医療保険料は、保険料負担金と同額の 2 億 4,918 万円で対前年 1,192 万円増（5.0％増）を計上している。

⑵　一般会計繰入金は、対前年△384 万 7 千円減の 8,548 万 7 千円（事務費繰入金 939 万 1 千円、保険基盤安定繰入金 7,609 万 6 千円）を計上している。保険基盤安定繰入分の 3/4 は県負担金の交付を受ける。

５．歳出に関すること

広域連合納付金は、広域連合から示された計算式に基づき、令和３年度県下保険料見込額及び保険基盤安定負担金見込額に香美町占有率等（保険料負担金は令和元年度実績、保険基盤安定負担金は令和２年度実績）を乗じて算定し、保険料負担金 2 億 4,918 万 2 千円、保険基盤安定負担金 7,609 万 6 千円で、対前年 807 万 7 千円増の 3 億 2,527 万 8 千円（延滞金１千円・繰越金負担金１千円含む）を計上している。

議案第１４号資料

介護保険事業特別会計

１．事業の目的と編成の趣旨

介護保険事業を社会全体で支え合うことで、介護が必要な人に、本人やその家族の意向に沿った介護サービスが受けられる供給体制を推進することを目的とし、事業の健全な運営を図るために必要な予算を計上している。

地域支援事業においては、自立支援の観点から高齢者によりふさわしいサービス利用を提供することで要介護状態等になることの予防又は悪化の防止を図るとともに、元気な高齢者には介護等の担い手として社会参加することで積極的な健康づくりを推進していく。

２．予算総額　25億1,230万9千円（対前年 2,953万5千円増、1.2%増）

３．歳入に関すること

介護保険料については、第８期介護保険事業計画値を基に設定する。

また、低所得者の保険料軽減のため、国1/2・県1/4・町1/4の公費負担により、2,235万7千円を一般会計から繰り入れることとしている。

また、保険給付費等の財源として1,279万8千円を基金から取り崩すこととしている。

４．歳出に関すること

⑴　保険給付費

令和２年度の利用者の実績見込み及び第８期介護保険事業計画値を基に設定する。

認定者数は前年に引き続き増加見込みであり、給付費も増加傾向となっているため、介護サービス等諸費全体で対前年比4,583万8千円増（2.3%増）、介護予防サービス等諸費全体で対前年比△818 万円減（△9.0%減）としている。

⑵　地域支援事業費

①介護予防・生活支援サービス事業費（7,664万円）

介護予防･日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを継続実施する。

②一般介護予防事業費（873万4千円）

地域リハビリテーション活動支援事業の充実、住民主体で行われる介護予防サークルの全町展開及び元気体操サークルの拡充、自立支援サポート体制の充実など、効果的な事業展開を図る。

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費（4,263 万 6 千円）

地域包括支援センターに配置した介護支援専門員の人件費などを計上する。要援護高齢者の「自立支援」の観点から適正なケアマネジメントを行うことで介護予防及び重度化防止を図る。

④認知症総合支援事業費（1,590 万 9 千円）

認知症サポート医を含む多職種協働による認知症対策の充実を図る。

議案第１５号資料

財産区特別会計（長井財産区）

１．事業の目的と編成の趣旨
　長井財産区の適正な管理運営を行う。

２．予算総額　172 万 8 千円（対前年 23 万 4 千円増、15.7％増）

３．歳入に関すること
　財産区有土地貸付収入として 33 万 9 千円（前年と同額）を見込んでいる。

４．歳出に関すること
　長井地区区長会が実施する事業に対して交付する補助金 49 万円（対前年 3 万円増）などを計上している。

議案第１６号資料

町立地方卸売市場事業特別会計

１．事業の目的と編成の趣旨

町立地方卸売市場を運営するため特別会計を編成している。

事業が皆無であることから本来の事業収入が見込めず、一般会計からの繰入金により運営を行っている。

２．予算総額　68 万 4 千円（対前年 △2 万 6 千円減、△3.7％減）

３．歳入に関すること

当該施設の維持管理に要する歳出経費に対して、収入が不足するため、一般会計繰入金 68 万 3 千円、繰越金１千円を見込んでいる。

４．歳出に関すること

当該施設の維持管理等に要する経費 68 万 4 千円を計上している。

５．その他

当該施設のせり場は、昭和 56 年から主に巻き網漁業に使用されてきたが、巻き網漁業者の廃業に伴い、平成 21 年９月以降は未使用となっている。

今後の活用方法については、平成 29 年７月に発足した「香美町の水産を考える会」により検討を進めている。

議案第１７号資料

国民宿舎事業特別会計

１．事業の目的と編成の趣旨

本事業は、健全な宿泊休養施設を提供することによる本町の観光振興及び町民の福祉の向上が目的である。

令和３年度の予算編成にあたっては、利用者に対して良好なサービスの提供を行うために必要な施設の管理、指定管理者による円滑な施設運営等に重点を置く考えとしている。

２．予算総額　2,250 万円（対前年 930 万 8 千円増、70.6％増）

３．歳入に関すること

指定管理にあたっては、地方自治法に基づく利用料金制の導入により使用料収入は見込んでいないが、指定管理者からの納付金として 480 万円を見込んでいる。

施設維持管理費、本会計運営費及び町債償還金の財源として 1,658 万 8 千円の一般会計繰入金（対前年 365 万 7 千円増、28.3％増）を計上している。

４．歳出に関すること

施設改修等にかかる町の費用負担分として、指定管理料を 1,781 万円計上している。これについては令和３年度から令和６年度までの債務負担行為限度額 3,064 万円の範囲内である。

指定管理料は、令和３年度に指定管理者が計画している施設改修のうち、西側外壁改修などの町が負担すべき費用の相当額 1,581 万円、令和３年度中の緊急的な修繕のうち町が負担すべきものとして 200 万円を計上している。

過年度において観光施設整備事業債で実施した施設・設備の改修費等の町債償還元金及び利子分として、計 329 万 2 千円（対前年 △２千円減、△0.1％減）を計上している。

議案第１８号資料

公立香住病院事業企業会計

１．事業の目的と編成の趣旨

地域の中核的な医療機関として、地域住民が安心して医療及び介護を受けられる環境を整備し、医療・福祉・介護の連携を図りながら、公的医療機関の役割を果たすことを目的としている。

将来にわたり町民に信頼され、安全で安心できる質の高い医療を提供していくため、引き続き医師及び医療技術者の確保に全力で取り組むとともに、経費節減や収入増加などの対策により経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指す。

２．収益的収入及び支出

収入　13 億 4,247 万円　　　（対前年 △1,502 万 5 千円減、△1.1％減）
支出　13 億 4,129 万 6 千円（対前年 △1,537 万 7 千円減、△1.1％減）

３．収益的収支に関すること

（１）収入に関すること

①医業等の収益については、業務の予定量、単価等を考慮している。

区　分	業務の予定量	業務の単価	利用率
病院事業収益	入院）　13,900 人 うち一般病床　9,920 人 うちケア病床　3,980 人 外来）　54,400 人 うち一般　49,230 人 うち透析　5,170 人	入院） 一般病床 24,000 円 ケア病床 33,500 円 外来） 一般外来　6,000 円 人工透析 30,000 円	入院）79％
介護老人保健施設収益	入所）　16,700 人 通所）　1,700 人	入所）　9,930 円 通所）　10,100 円	入所）95％ 通所）70％
訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ収益	3,100 人	7,500 円	
居宅介護支援事業収益	600 人	11,000 円	

②一般会計からの繰入金は、運営経費に対するものとして 2 億 864 万 2 千円を計上している。

（２）支出に関すること

①診療体制は、常勤医師４人（総合診療科２人、耳鼻咽喉科１人、泌尿器科１人）及び嘱託医師２人（総合診療科１人、整形外科１人）計６人の医師で診療を予定している。また、総合診療科に２人、小児科に２人、耳鼻咽喉科に１人（週１回）、婦人科に１人（月１回）の支援医師により外来診療機能の維持確保を図る予定としている。

②地域医療研修医師の受入れに係る経費を計上している。

４．資本的収入及び支出

収入　１億 2,412 万 2 千円（対前年 △6,984 万円減、△36.0％減）

支出　１億 7,068 万 5 千円（対前年 △9,423 万 8 千円減、△35.6％減）

５．資本的収支に関すること

（１）収入に関すること

①企業債は、建設事業費に 6,860 万円、医療機械購入費に 1,570 万円の計 8,430 万円を見込んでいる。

②一般会計出資金は、企業債元金償還金に 3,036 万 6 千円、建設改良費に 945 万 6 千円の計 3,982 万 2 千円を見込んでいる。

（２）支出に関すること

①令和３年度から令和５年度の３ケ年計画で、リハビリ棟等を解体撤去し、その跡地に透析室やリハビリ室等を配する東館（仮称）を新築した後に、旧館等を解体撤去し、倉庫等付属施設やフェンス等外構工事を行うとする『旧館等改築事業』を進めることとしており、令和３年度は、本館改修工事、リハビリ棟等解体撤去工事及び東館の設計業務を予定している。

令和３年度の建設改良費は、旧館等改築事業のほか、エレベーター部品取替工事など建設事業費に 8,291 万 2 千円、ポータブルＤＲシステム（デジタルＸ線検査）など医療機械購入費に 1,575 万円、病棟ベッド、車いすなど器具備品購入費に 460 万円、の計１億 326 万 2 千円を見込んでいる。

②企業債元金償還金として 5,274 万 3 千円を見込んでいる。

③医師修学資金貸与１件 180 万円、医療技術者修学資金貸与４件 288 万円、医師修学資金一時金貸付１件 1,000 万円を見込んでいる。

議案第１９号資料

水道事業企業会計

１．事業の目的と編成の趣旨

水道施設の計画的・効果的な整備と適切な維持管理を行い、清浄にして豊富低廉な水の供給を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

⑴　水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。

⑵　安全安心な水の安定供給を推進するため、水質対策、老朽施設の更新整備を実施する。

⑶　料金改定に向けた検討を令和２年度に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響が広範囲に及ぶことから町民及び町内企業等の負担軽減のための支援策として水道料金改定を延期することとしたため、令和３年度も引続き料金改定に向けた検討を実施する。

２．収益的収入及び支出

収入　5 億　460 万 7 千円（対前年 2,372 万 7 千円増、4.9％増）

支出　6 億 4,157 万円　　（対前年 1,295 万 1 千円増、2.1％増）

３．収益的収支に関すること

⑴　収入に関すること

①　水道使用料は、3 億 2,196 万円（対前年△474 万 2 千円減、△1.5％減）の収入を見込んでいる。

②　収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 4,358 万 3 千円（対前年 3,113 万 4 千円増、250.1％増）を計上している。このうち 3,200 万円については、水道料金改定の延期に伴う影響額を充足するために計上するものである。

③　長期前受金戻入として 1 億 1,330 万 1 千円（対前年 318 万 6 千円増、2.9％増）の減価償却相当収益化分を計上している。

⑵　支出に関すること

①　水道施設維持管理等に係る経費 2 億 3,397 万 9 千円（対前年△322 万 8 千円減、△1.4％減）、企業債利子等償還に係る経費 3,918 万 4 千円（対前年△305 万 4 千円減、△7.2％減）を計上している。

②　減価償却費として 3 億 5,549 万 3 千円（対前年 1,004 万 9 千円増、2.9％増）を計上している。

４．資本的収入及び支出

収入　2 億 9,071 万 9 千円（対前年△7,031 万円減、△19.5％減）

支出　4 億 4,976 万 8 千円（対前年△8,848 万 3 千円減、△16.4％減）

５．資本的収支に関すること

⑴　収入に関すること

①　企業債は、建設改良分として1億6,490万円を計上している。

②　資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として6,361万8千円を計上している。

③　県補助金は、御崎浄水場ろ過施設整備及び畑配水池更新に係る生活基盤施設耐震化等補助金 4,720 万円、鎧配水池配水管耐震化に係る緊急時給水拠点確保等補助金1,000万円を計上している。

⑵　支出に関すること

①　原水及び浄水設備費（8,600万円）

ア）現水源の濁度対策及びクリプトスポリジウム等感染対策を推進するため、高度浄水施設整備に係る御崎浄水施設の工事請負費を計上している。

イ）老朽施設対策として、緩速撹拌機更新、薬剤注入設備更新、送水ポンプ等更新及び水位計更新に必要となる工事請負費を計上している。

②　配水設備費（1億5,130万5千円）

ア）施設の耐震化対策として、畑配水池及び鎧配水池配水管の更新に係る工事請負費を計上している。

イ）県道香住村岡線矢田橋並びに県道茅野福岡線大谷バイパス改良に伴うつるま橋の架替工事（兵庫県施工）に伴い、配水管等を当該橋梁に添架するために必要となる工事負担金等を計上している。

ウ）老朽施設対策のうち、配水流量計の更新、ポンプ更新、水位計等の更新に必要となる工事請負費を計上している。

③　営業設備費（64万1千円）

量水器及び工具、器具購入に要する経費64万1千円を計上している。

④　企業債償還金（2億1,182万2千円）

企業債元金償還に要する経費2億1,182万2千円を計上している。

議案第２０号資料

下水道事業企業会計

１．事業の目的と編成の趣旨

下水道施設の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の保全と公共用水域の水質保全を図るため、次の方針に基づく予算編成を行った。

⑴　下水道施設の適切な維持管理を行うため、必要最小限の経費を計上する。

⑵　効率的な施設管理を推進するため、長井南処理区と長井北処理区を統合し、香住処理区に接続するために必要となる汚水管渠等整備工事を実施する。

２．収益的収入及び支出

収入　16 億 7,152 万 1 千円（対前年　△　245 万 3 千円減、△0.1％減）

支出　13 億 4,905 万 2 千円（対前年　△2,312 万 2 千円減、△1.7％減）

３．収益的収支に関すること

⑴　収入に関すること

①　下水道使用料は、3 億 5,494 万 8 千円（対前年△389 万 3 千円減、△1.1％減）の収入を見込んでいる。

②　他会計負担金は、一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）を香住浄化センターで受入・処理するための経費の負担分として、一般会計負担金 1,027 万 7 千円を計上している。

③　収益的収支における一般会計繰入金は、一般会計補助金として 8 億 9,810 万 3 千円（対前年 1,015 万 8 千円増、1.1％増）を計上している。このうち 2 億　400 万円については、当年度の資本費平準化債発行により発生する利息の軽減を目的として、資本費平準化債の発行を発行可能額の２分の１に抑制することで不足する資金を充足するために計上するものである。

④　長期前受金戻入として 4 億　738 万 2 千円（対前年△875 万 8 千円減、△2.1％減）の減価償却相当収益化分を計上している。

⑵　支出に関すること

①　下水道施設維持管理等に係る経費 3 億 4,495 万 2 千円、企業債利子償還に係る経費 1 億 8,310 万 4 千円を計上している。

②　減価償却費として 7 億 7,579 万 6 千円（対前年△3,477 万 9 千円減、△4.3％減）を計上している。

４．資本的収入及び支出

収入　　5 億 1,198 万 6 千円（対前年　△785 万 3 千円減、△1.5％減）

支出　12 億 2,745 万 6 千円（対前年　　817 万 6 千円増、　0.7％増）

５．資本的収支に関すること

⑴　収入に関すること

①　企業債は、元金償還に係るものとして 226,300 千円（資本費平準化債 2 億 440 万円、特別措置分 2,190 万円）、建設改良費に係るものとして 8,920 万円を計上している。

②　資本的収支における一般会計繰入金は、一般会計出資金として 1 億 4,278 万 5 千円を計上している。

③　国庫補助金は、特定環境保全公共下水道事業として実施する下水道施設（汚水管渠等）整備工事に係る社会資本整備総合交付金 5,000 万円を計上している。

④　負担金等は、統合整備事業の実施に伴い、新たに特定環境保全公共下水道事業の区域になることで発生する受益者分担金を計上している。

⑵　支出に関すること

① 管渠整備費（1 億 2,897 万 9 千円）

ア）統合整備事業

【特定環境保全公共下水道事業】

　長井南処理区（農業集落排水事業）及び長井北処理区（コミュニティプラント事業）は、（仮称）長井処理区（特定環境保全公共下水道事業）として香住処理区（公共下水道事業）に接続する予定であることから、当年度は、接続に必要となる下水道施設（汚水管渠等）整備工事を実施する。

イ）マンホールポンプ場水中ポンプ設備更新事業

【公共下水道事業】２か所（香住処理区２）

【特定環境保全公共下水道事業】４か所（佐津処理区１、柴山処理区１、小代北処理区２）

【農業集落排水事業】４か所（長井南処理区１、奥佐津処理区１、小代南処理区１、神場処理区１）

【コミュニティプラント事業】３か所（安木処理区１、余部処理区１、相谷処理区１）

ウ）マンホールポンプ場中央監視装置更新工事

【公共下水道事業】１か所（香住処理区）

エ）下水道施設移設工事

【公共下水道事業】１か所（香住処理区）

【特定環境保全公共下水道事業】１か所（兎塚処理区）

② 処理場整備費（1,300 万円）

ア）各浄化センターにおける機械設備で、経年劣化による運転能力低下等で適正な維持管理に支障をきたしているものについて、当年度、更新工事を実施する。

【公共下水道事業】
・香住浄化センター
【特定環境保全公共下水道事業】
・佐津浄化センター、射添浄化センター、小代北浄化センター
【農業集落排水事業】
・奥佐津浄化センター、小代南浄化センター
【漁業集落排水事業】
・鎧浄化センター
【小規模集合排水処理事業】
・境浄化センター
【コミュニティプラント事業】
・余部浄化センター、相谷浄化センター、御崎浄化センター

③ 企業債償還金（10 億 8,547 万 7 千円）

ア）企業債元金償還に要する経費 10 億 8,547 万 7 千円を計上している。